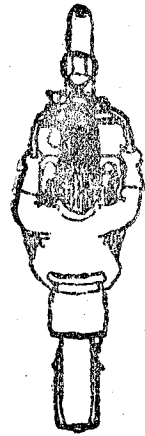


通信

◎東京たより

田 中 生



肅啓 百花に魁する梅花は既に笑を見せ候得共、春雪頻に  
 來り最初はバラツクの薄化粧として都人士の眼を喜ばしめし  
 も餘り數回のこととて今は亦厄介視せられ居候、固より吾人  
 と雖春雪に梅花の情趣を解せざるに非ざるも、降雪の結果は  
 惡路——行路難に陥り歩行の苦痛よりして折角の自然の惠與  
 を味ふ能はざるは都會生活の悲哀を感じ申候、夫れとも降雪  
 の効果が直に増水を招徠致候はゞ、セメテ電燈の正規の燭光  
 なりとも受くることを得て聊か諦め得る所も御座候得共、水  
 源地水結の爲に正當の送電だに得る能はず、蠟燭の燈火に等  
 しき送電を得て毎夜を送らざるべからず、晝は行路難、夜は  
 燈火難に遭ふ都會生活こそ慘めなものに御座候、水源地の水  
 結濁水は天の罪、人爲を以てしては如何ともする能はずとは  
 電氣事業者の口實に有之、正規の送電を取得せむが爲に電球  
 を取換ふれば盜罪を以て所罰せられ、電氣事業者の送電不足  
 の罪は夫に嫁し、之に代るべき何等の施設を爲さずして尙契  
 約の料金を徴收し、其の甚しきは送電不足の爲に就眠中の消  
 燈を爲すべきことが恰も社會的義務なるが如く宣傳するに至  
 りては、吾人餘りに現在の資本主義的制度の濃厚なるを呪咀  
 せざらむと欲するも已むべからざる處に御座候、夫れとも送  
 電に従量制度を容されたる一部有産階級者は、使用電力と使

用料金と相伴ふを以て甚敷不都合を感ぜざるも、定額制度の下に透電を得る吾人階級者は其の不公平を座視する能はざる所にして、現在の社會がよくも資本家否な有産階級者の生活上都合よき制度を採用したものと被考、思想悪化の動機も此の邊に胚胎するものに非ざるかと存候。

思想悪化取締の爲に、政府は治安維持法案を今期議會に提出し、國體若は政體を變革し又は私有財産制度を否認することを目的とし結社を組織し、又は情を知りて之に加入したる者を始め、之を煽動したる者又は其の未遂を所罰せんことを期し居候、政府が之を提出するに至りたるは、近時我國民中一部意思の薄弱なるものが、現在歐洲に於て行はれつゝある不健全なる思想に感染し秘密結社を組織し、其の甚しきは海外より之が爲に要する資金の供給を受け、國民の健全なる思想を悪化煽動せむとする者あり、殊に日露新條約の締結の爲に彼我の交通頻繁と爲り、彼國に於て正當視せらるゝ國體竝に社會組織に關する思想が輸入せられて我國に流入せむか遂に我國體を破壊するに至るを以て豫め之に善處せむが爲の趣に有之候、其の大體の目的とする所は現國家を倒壞して無政府主義を採り私有財産制度を否認して共產主義を採ることを煽動し又は其の目的の爲に結社を組織することを取締らむと

するものにして、前内閣が過激社會運動取締法を制定せむしたる趣旨と略同一にして唯だ名稱が異なる位に御座候。

本法案に付吾人をして最も好奇心を唆らすものは、曩年時の内閣が提出したる過激社會運動取締法案に對し、時の在野黨たる憲政會が國民思想の發達乃至潮流を阻止し、國家に害毒を與ふるものとし、聲を大にして反對したるに拘はらず、數年を出でざる今日本法案を鵝呑にせむと焦慮することに御座候、政治は時の勢に順應することを要するが故に、今は其の制定を必要とするに至りしものなりと辯解致居候得共、過激社會運動取締法案提出當時と餘り時勢の變轉なきに拘はらず時勢に籍口して立法の必要を力説し、當時其の必要を力説したる政友本黨系に屬する者が反對もせず更に進んで贊成もせざる態度に在るは、現在に於ける既成政黨に主義政綱の無きことを表白するものにして憐憫の情に堪へざると同時に、野に在りしときの政黨が聊ともすれば低級者に迎合せむが爲無責任なる言論を敢てするが如きは、自黨に政權の歸したる場合を想像して自今慎しむべきことと存候、或は現内閣が本法の通過に力むる所以は、普選案の通過に付樞密院が本法制定を條件附たる結果なりと言ふ者も有之候得共、吾人は政府者の默約の有無に關係する所なく、本法制定の結果に付

考慮すること必要と可致、或は思想は思想を以て争はしめ、危険なる思想に對しては、之に相對する思想を以てし、若し危険なりと目せらるる思想が反對する思想に打勝つに至らば、其の思想は其の時代に於ける眞の思想として現代生活を支配するものと目すべく、其の思想を法の力に依り抑壓することは、却つて反對思想を撲滅せしめずして生成發展せしむるが故に立法の不必要なることを論ずるものも有之、或は又

現行法の下に於ては朝憲を紊亂すべき事項の記事論説を新聞紙に掲載するときは新聞紙法違反と爲り、文書圖書に依りて公表するときは出版法違反と爲り、集會結社に關しては治安警察法に依り中止又は解散を命ずることを得べきが故に、更に本法を制定する必要なきことを主張し、折角政府の提出したる法案も四面楚歌の裡に在るもの、如く被感候、固より立法の是非を判斷するに當りては徒に理想論のみを以て律すべきに非ざるは申迄もなきことに有之政府が一部の危険思想を取縮らむとするは無理からざること、存候得共、現在の社會組織が叙上の如く餘りに資本主義的に構成せられ爲に國民共助共存の大原則に悖り國民の多數が一部資本家の奴隸たるが如き世態は之を改革するの必要なるは吾人の痛感する所に

制度存否の可否を論議せしむることは毫も之を抑制するの必要無之、是を論議せしむることが却つて國家を進展せしむる所以に非ざるかと被存、政府の方針は缺陷多き現在の社會組織の改革に手を觸れず、饑ゑたる者に食を與へずして要食の聲を禁止せむとするの類にして本法一部修正の當然なるべきを思はしめ申候。

衆議院議員選舉法改正法律案も今期議會に提出せられ、ダレ氣味な議場も今更の如く緊張したるやに見受けられ候、立憲政體の本旨として國民皆參政の權を得ることの當然なるは今更言辭を要せざる所、いつも内閣の交迭ある毎に其の政綱の一として、選舉權の擴張を看板と爲したるにも拘はらず、名を調査に藉りて一回も其の提案を爲さず、吾人をして失望せしめたること何回なるやを知るべからざりしに、現内閣に於て之が實現を見るに至りたるは、憲政の進歩と言ふべく吾人は双手を舉げて賛成する所に御座候、併しながら各黨派とも之に反對することの極めて不利益なることを知るが故に心裡と異なる論戰を爲すことに於て面白く被感候、與黨たる政友會も従前に於て意見を發表したる關係も有之、今更其の意見を拋棄して原案に盲従することは、如何に墮落せる政黨とは言へ爲し能はざる所と存ぜられ、修正意見を提出したる場合

に於ける與黨三派の協調は如何ならむかと吾人の好奇心を唆り候得共、遂に互讓妥協か拜跪屈從かは知らざるも政友會の修正意見は容れられ、協調の破裂の憂も艾除せられ候、開會以來眠れるが如き政友本黨も本案の爲には聊か活氣附き修正意見を提出し、床次總裁陣頭に立つて論戰したるは、近時の快事と言ふべく、吾人をして意を強くせしめたる所に候得共其の言ふ所は餘り感心したものに無之、立憲政治は政治能力ある者に選舉權を與ふるを要し之が爲には國民生活の基礎と爲るべき世帯主に選舉權を與ふべきものなりと言ひ、家族制度の維持と、有權者激増の弊あることを擧げ、世帯主たる以上は男子たると女子たるとを問はず、更に中等教育を受けたる者又は陸海軍の現役を終れる者にも選舉權を附與すべきを力説し更に、選舉法規は憲法附屬の大典なるを以て之が改廢は慎重の態度を以てすることを主張するも、家族制度と世帯關係は全然同一のものと解し、一家族にして數世帯あることを忘れたる誤に出でたるものと言ふべく、假令其の主張の如く同一のものありと假定するも、世帯關係を離れて中等教育を受けたる者又は陸海軍の現役を終へたる者を以て有權者とすることは世帯主制度が家族制度を維持する所以の理由と大なる矛盾あるのみならず、有權者の増加は、憲法政治上喜

ぶべき現象にして之を呑むべき何等の理由なく其の意見餘り徹底したるものとは言ひ難かるべく、保守の如く或は進歩の如き意見には贊成難致候、選舉法は憲法附屬の大典なるを以て之が改正は慎重を要すべきことは萬人の知る所、慎重を名として今日まで之が改正を實行せざりしは政友會——政友本黨の立ち遅れを物語るものに有之、憲政會に魁けられたる其心事は同情に不堪候、貴族院の本案に對する態度が、貴院改革の問題と相關聯して吾人の目前に一種の興味を與へ申候、併しながら貴院如何に頑迷なりと雖多少の修正を以て通過せしむべきは想像するに難からず候、本法を適用して爲したる總選舉後に於ける政界の分野は必ずや既成政黨の支離分裂を來し、現在の黨派は其の根跡を絶つに至るべく、此の時此の際に於て眞實の立憲政治が行はるものと考ふるとき、今回選舉法改正こそ吾人の慾望を充すものと言ひて可然ものと存候、加之國民の頭腦を悩ましたる日露問題も解決し、彼是の國交は一層親密を來すべきを以て吾人の思想も亦一大變革を來すべく選舉法の改正と相俟つて新人を議會に送ることは吾人等の爲に喜ぶべき現象を呈するならむと存じ總選舉期日の到來を鶴首待つものに御座候。

以上報道したる如き問題は常に本通信の干渉外に互るとの

批難を受け居る所なるを以て遠慮致度候得共、國家構成の一員として吾人の默視する能はざる問題なるを以て愚見を開陳したる次第に有之、是を開陳することは結局路政に反映する所も亦尠少ならざること、存候に付強ち叱責を受くる筋合のものに無之と存候、餘談を措き最近議會に於て路政に直接の關係を有するものは土地收用法の改正問題に御座候、其の提案の内容は借家人の權利を尊重し其の經濟的利益を確保する爲借家法並土地收用法の改正を要求する建議に有之、其理由とする所は都市又は其接續地に居住する借家人は近時屢企てらるゝ公共起業の爲に屢々其住居を奪はるゝ運命に在るに拘はらず、土地收用法上に於て利害關係人と認められざる爲永年互る努力の結晶にして收入の淵源たる老舗を失ふも法律上損失の補償を受くるを得ず、又發言の機會を與へざるが爲起業者と土地所有者間の協定に其の運命を托し營業を營む能はず生活上の一大脅威なるが故に曩に政府が提案し兩院の議決を経る能はざりし土地收用法改正案中關係人の範圍を擴張して更に改正案を提出すべしと言ふものに御座候、

聞く所に依れば政府に於ても借家人の權利を尊重して土地收用法上の關係人たらしむることは大體同意の趣に候得共、一面又公共企業遂行の容易を圖ることを要し、短期間賃借す

る借家人も尙權利者として之を認むるときは、遂に公共企業を遂行する能はざるに立至るべきを以て、此點考慮を要する問題にして目下慎重調査の趣に御座候、大阪方面よりの通信に依るときは、阪神急行電鐵梅田高架線の敷設に方り、借家人連盟なるものを組織し、會社より多額の損失を補償せしめたる趣にて此味を占めたる一部人士は、近く大阪市長が執行せむとする道路改築區域に當るべき附近土地の空家を搜し、之を賃借して其の權利を市長に對抗し、賃借人としての補償を得むとする傾向有之、爲に早晚立退きの運命に在る空家が高價なる賃金を以て取引せられつゝある現象は、土地收用法改正上看過すべからざることに屬し、何等かの方法を以て是等の者と、眞に同情すべき賃借人とを區別するに非ざれば公共起業の爲に一部奸手爲を弄する者を利せしむるの結果と可相成立法者の熟慮を希ふ所に御座候。

いつも本紙の厄介と爲る東京市の惡路は、遂に貴族院議員渡邊廉吉老博士をして無殘の犠牲者ならしめ申候、而も其の遭難の場所が東京の中樞地たる丸の内永樂町にして道路の最高監督官廳の所在地たる大手町に近く、横死されたる大溝が東京市長の施行する下水工事の一部の爲なるに於て何等かの皮肉を物語るものに非ざるかと存候、道路に關する工事を執

行する場合は、道路交通に支障を生ぜしめざる事を要するは勿論のこと、是が施設方法に關しては道路管理者が適當に措置すべきものなるも、其の方法往々にして不完全なるものあるを以て大正十一年七月内務省土木局長は特に各地方長官に通牒を發し、堀鑿土砂は交通に支障なき場所に撤出し堀坑附近には成るべく之を推積し置かざること、堀坑の周圍には勿論堀鑿土砂又は工事用物品を置きたる場合には通行人に危険を及ぼさざる様柵其の他の設備を爲し、且つ夜間は注意燈を點すべきこと其の他九ヶ條の多きに互り注意致居候、

現在東京市長が執行し又は市長の許可承認を受けて道路占用の爲に執行しつゝある道路工事にして、此通牒の趣旨を遵守施行しつゝあるものは皆無と申すも過言に無之、遞信省の埋管工事と市の下水工事の爲には市民は殆ど呆れ居る状態にして、成るべく工事施行區間を短縮して全線一時に着手せず、漸次工事を進め行けば交通上は勿論沿道商家も大なる障害を受けざるに、工事は全線に互り着手し一ヶ月でも二ヶ月でも半歩遅々たる施行振は「道路が交通の用に供さるゝもの」と言ふ觀念を知らざる者の仕業と申すより外無之、今回の慘事も亦通牒不遵守の致す所と可申、市長は何の面目ありて渡邊博士の遺族に弔詞を述べたるや吾人の聞かむとする所に御座

候、固より道路管理權不十分の爲よりして他人に損害を及ぼしたる場合に於て之が賠償に關しては現行法上之に對する救濟方法は無之候得共、救濟方法なきだけ夫れだけに管理の責は重大にして完全を期せざるべからず、市民をして夜間道路を通行することが危険なりとの感を起さしむるが如き又は市民の外出に提灯の携帶を餘儀なくせしむるが如きは白晝銀座街路に強盜の出没する東京市とは言へ餘りに行政權行使の不徹底なる驚くの外無之、吾人は當局責任の不履行を責むるものに御座候。

今回の慘事に鑑み市道路局に於ては、道路局員及官民關係者を召集し、道路堀鑿及埋跡作業施行に關し今更ながら注意事項を協議したる趣に有之、道路の危険箇所を周知せしむる爲に市公報及都下各新聞紙上に危険箇所及工事施行期日を公表し、從來の申譯的の危険表示點燈を完全ならしめ、堀坑作業の場合には五間毎の間隔を以て丸太杭を建設して簡易なる柵を設け、三間毎に赤色燈を裝置し、現場適當の箇所を巡視を置き夜間巡視せしむること等を決定したる由に有之候、従前の施設方法を改良せむとすに至りしは博士殘死の賜にして路政上結構なことに候得共、戸外に出するに市公報又は新聞紙を閱讀したる上、道路交通の客たる閑人も道路局關係者以

外には萬々なかるべく餘りに實生活と離れたる方法と可申、閑人の多き道路局なるを以て、此種會議を開催して暇潰しに利用するは格別、吾人は何故に二年半の昔土木局長の指示したる施業方法に依らざるかを疑ふものに御座候。

政府の大正十三年度道路改良費は、年度開始早々各工事に振り當てられ居候處、大阪府の執行する阪神國道改良事業に屬する新淀川架橋工事が、豫期の進捗を觀る能はざりしを以て之に充當したる七十萬圓の支出を後年度に譲り、工事進行したるも之に對する補助の交付を受くる能はざる他の工事に振向くることに決定し、各地方廳に補助増額の通知を發せられたる由承り候、我國に於ける改良道路の模範として施設計畫されたる京濱間及阪神間國道の改良工事が、前者は大震災に因る財政上の損害を蒙りて豫算なきが爲工事を進捗せしめむとするも之を爲すことを得ず、後者は財政上の苦痛を有せざるも、何故か工事遅々として進捗せざるは、吾人の最も遺憾とする所に有之、我國改良道路の築造計畫が歐米各國に傳稱せられてより茲に六歳を經、既に完成したるものとして渡來視察せむとする歐米人が、本會に來りて工程を聞き、何れも皆熟し易く冷め易き國民として去るを觀るのとき、此の感想は獨り路政問題に止まらざることを痛感致居候、固より

歐米人通行の用に供する道路に非ざるを以て、如何に感知し歸國するとも吾人の干知する所に無之候得共、我國に於ける道路技術の大家が常に卓上の議論にのみ熱心にして工事の現業に疎く、爲に設計の立案に躊躇逡巡して或は之を歐米に於ける斯道の大家の意見に求めむとし、自己確信の上に立案せむとする者殆ど無之、道路技術界を達觀して吾こそは一權威者なりと高言するものの絶無なるは吾人の深く慨嘆する所に有之、本紙に史料欄を設けて我國道路史料の一端を紹介せむとしたる所以のものは、必ずしも技術に關する温故知新の業に無之、吾人の祖先が道路に關し苦心し施設の確信を得るに至るまでの努力を紹介して今の無氣力なる道路技術家に、魂の入れ換へを要求せむとする微意に外ならず候。

幸にして寸暇を得、永樂町附近渡邊博士慘死の跡を弔ふて内務省を訪問致候處、議會開會中なるにも拘はらず餘り平常と異り不申、唯だ陳情や嘆願の田紳諸君が玄關口に立往生致し居るのと、貴院や下院の徽章を附けた人が間々廊下を往來致居候位に御座候、昨年と異り此の如き閑散な状態と爲りしは、現内閣が政務官と事務官とを區別し政務官をして議會の交渉事項に當らしめたる結果と速斷致候處、事實は然らずして衆議院議員選舉法改正案を提出したるが爲地方局長が政

府委員と爲り治安維持法案を提出したるが爲警保局長が委員と爲ると言ふ調子にて前年來の議會開會中の夫れと餘り異る所無之、議會附議事項に關係なき局長連が議場見物旁議會に出入せざる丈けに有之、政務官と事務官を區別したる結果にあらざりしことを推知致候、此調子を以てすれば土地收用法改正案を提出したるが爲土木局長が委員と爲り神社法案を提出したる爲神社局長が政府委員と爲る筋合にして、兩官區別の實益は餘り大なることに非ず、加之政務官が議會に於て行政事務を聞かれても何も判らぬ本省に行けと言つた調子で本省に參る選良諸士も聊か氣の毒の感有之候。

敬具

## ◎倫敦だより

内務技師 三 浦 七 郎

### 四 道 路

(一) 道路の延長及基金 大戦中は投資に制限を附せられしのと、材料及勞力の供給が充分でなかつたために、路面の改良は殆んど放棄の状態に陥つたが、輓近財源が豊富になつ

たのと、一面失業者救済の意味を以て、諸方面で改良工事に着手することとなつた、勞働黨内閣の時は、失業者に對し男子には毎週十五志、女子には十二志を給してゐたが、今度の内閣になつてからは、之を十八志と十五志に値上げして、失業者を救済すると同時に、如何にして其の數を減ずるかに非常な苦心をしてゐる位だから、道路工事は益々盛になることと思ふ。

幹線道路の築造竝に改良に要する費用は、政府と地方廳と折半で負擔することになつてゐるが、改良を促進する上に與つて力あるやうである、是等幹線道路の幅員は、六十呎七十呎八十呎及百呎と區分されてあるが、目下の處は全幅員を一時に造る必要もあるまいから先づ車道を二十四呎とし、其の片側に歩道を設け、之に柵及び他の附屬工事を施行し、殘余の幅員は他日交通量が増加して、前記の二十四呎を以てしては狹隘を告ぐる曉に擴張の用に供して居る、しかし大都市附近の如き、現在に於て既に交通の盛なる個所は、最所より全幅員を完成せし例も見受けられるのである。

英國内の道路延長は左表の通りである(哩)